

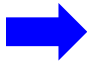

一時調達契約について

<一時調達契約について（概要）>

FIP電源のうち小規模事業者が外生的かつ予見困難な事情等により取引先がなくなった場合、一時的な緊急避難措置として、**送配電事業者がFIT送配電買取と同様に買取**するもの。

適用要件等は下表および下図を参照。

項目	方針
利用可能対象	1,000kW未満のFIP電源
利用可能な条件	<p>発電契約者が、認定事業者の責めに帰することができない事情に該当する場合</p> <p><認定事業者の責めに帰することができない事情></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 破産 ・ 会派更生法等の破産に準ずる手続開始 ・ 事業の廃止または休止 ・ 需給料金の未払い等による不当な契約破棄 ・ 当該電気を特定の需要家に供給する契約を締結している場合に当該需要家が、破産、事業廃止、契約破棄に該当する場合
調達価格・利用可能な期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時調達価格：FIP認定時基準価格の80% ・ 利用可能な期間：連続最長12ヶ月

【凡例】  : FIP買取、 : 一時調達契約買取

